

平成29年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

平成29年3月7日（火曜日）

議事日程第3号

平成29年3月7日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（24人）

2番 秩父博樹	4番 佐藤隆盛	5番 後藤健
6番 佐藤育男	7番 石塚柏	8番 藤田和久
9番 佐藤文子	10番 小山緑郎	11番 茂木隆
12番 橋村誠	13番 古谷武美	14番 金谷道男
15番 高橋幸晴	16番 富岡喜芳	17番 大野忠夫
18番 小松栄治	19番 渡邊秀俊	20番 佐藤清吉
21番 児玉裕一	24番 大山利吉	25番 本間輝男
26番 鎌田正	27番 橋本五郎	28番 千葉健

欠席議員（2人）

1番 佐藤芳雄 22番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

副市長 (市長職務代理者)	久米正雄	教育長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	佐藤芳彦
企画部長	小松英昭	市民部長	高階仁
健康福祉部長	小野地淳司	農林部長	今野功成

経済産業部長	小野地	洋	建設部長	朝田	司
病院事務長	富樫	公誠	教育指導部長	伊藤	雅己
生涯学習部長	山谷	喜元	総務課長	福原	勝人

議会事務局職員出席者

局長	伊藤	義之	参事	堀江	孝明
主幹	齋藤	孝文	副主幹	富樫	康隆
主席主査	佐藤	和人			

午前10時00分開議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、1番佐藤芳雄君、22番高橋敏英君であります。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

9番佐藤文子さん。

（「はい、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。第1回定例会、最後の質問者として質問させていただきます。

はじめに、介護予防・日常生活支援総合事業について伺います。

要支援1・2の多くの方が利用しております訪問介護と通所介護、デイサービスのことですが、これは4月から保険給付から外され、市が実施される介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業と申し上げます）に移行いたします。

総合事業は、大きく、1、介護予防・生活支援サービスと、2、一般介護予防事業に分類され、要支援者の訪問介護と通所介護は、①の介護予防・生活支援サービスに位置

づけられた訪問型サービス、通所型サービスとして実施されます。

それぞれのサービスは、現行相当のサービスと緩和した基準によるA事業、住民主体によるB事業、短期集中予防サービスのC事業など、多様なサービスに分類されております。本市が実施しようとしているのは、緩和した基準の訪問型サービスAと通所型サービスAであります。緩和した基準とは、人員基準や運営基準を現行より引き下げたものと言われております。現行の訪問介護は、要支援1で週1回程度の利用しますと月1万1,680円、うち自己負担が1,168円となります。デイサービスは週1回程度で月1万6,470円、うち自己負担が1,647円となっております。

総合事業では、訪問型サービスAの委託料単価は、1回当たり1,500円で、週1回利用しますと月額で6千円、そのうち自己負担が600円となります。

また、通所型サービスAの委託料単価は、1回当たり2,600円で、週1回利用し、月額で1万400円、そのうち自己負担が1,040円となるようであります。

このように総合事業におけるサービス費は、現行よりも大幅に安くなるわけでありませぬ。利用者にとっては自己負担の大幅な軽減が図られますが、その分サービスは低下しないのか。また、委託される事業所にとっては、大幅な減収となり、介護職員の労働条件が悪化するのではないかなど、様々な心配がされます。既に総合事業に移行した自治体では、研修を受けた市民による安価なサービスに変わって、単なる家事代行になって、利用者の生活意欲の喚起や認知症などの早期発見ができないなどの問題が起きているようであります。

また、中にはサービスを切り下げるなどといった住民が市と交渉し、質の低下を食い止めている自治体もあるようであります。

総合事業が委託先から安心して受け入れられ、質の高いサービスが提供できるよう、実施主体である市としては、その体制強化に裁量を發揮してもらいたいものだと思います。そこで3点にわたって伺います。

1つは、総合事業の緩和された基準による訪問型及び通所型サービスは、現行の訪問、通所介護、デイサービスですが、このサービスの内容と、どのように違いがあるものなのか。また、人員体制、サービス提供の時間や内容、通所介護の送迎など、具体的にその違いについてお示しいただければ幸いです。

二つ目には、総合事業は介護事業所等に委託して実施されるとのことですが、受け入れを辞退した事業所も多くあったと聞き及んでおります。現状はどうか。委

託を依頼した事業所数、また、辞退された事業所があれば、その数と理由について。さらに、今後の市の対応についてお知らせいただきたいと思います。

三つ目には、総合事業は来年度から完全実施となります。総合事業の様々なメニューの利用者、事業の総量が増加するものと考えます。万全な受入体制を望むものでありますが、その見通しはどうか、29年度総合事業予算の対象人数もあわせて伺いたいと思います。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。大仙市長職務代理者久米副市長。

○副市長（久米正雄） 佐藤文子議員の1つ目の発言通告につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（千葉 健） それでは、小野地健康福祉部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） それでは、佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。これまで要支援1・2の方が介護保険給付により利用していた訪問介護と通所介護は、4月から広域市町村圏組合が現行相当のサービスと基準緩和したサービスを、市としては独自に基準緩和したサービスを実施いたします。

なお、現行制度の予防訪問介護・予防通所介護を受けられている方については、新制度開始移行も現行相当のサービスを受けることが可能となっております。

基準緩和の訪問型サービスについては、生活援助のみのサービスとなることから、1回1時間以内の提供時間で、利用料は現行相当サービスでは266円、広域組合の基準緩和のサービスは1回212円、市独自の基準緩和のサービスは150円の利用料となります。

人員体制については、基準緩和の訪問型サービスでは、必ずしも介護専門職ではなくても家事援助などの生活支援サービスを提供することが可能となっております。

通所型サービスにつきましては、身体介助の不要な方の利用となり、機能訓練など専門職を必要としない介護予防の運動やレクリエーション、交流等を内容としたサービスとなります。

利用料については、現行相当サービスは食事、送迎費を除いて1回当たり378円、広域組合の基準緩和サービスの場合、半日以上のサービスで、これは送迎料を含み

310円、市独自の基準緩和サービスは、送迎なしの半日利用で260円の利用率となっています。

人員体制についても、生活相談員や看護職などの配置は必要とせず、利用者に対して必要な従事者を配置してサービスを提供することになりますが、市としては、自立した生活の支援に結びつくサービスが継続して提供されるよう、適正なケアマネジメントを実施するとともに、サービスの低下を招くことがないように事業者に対する指導助言なども行ってまいります。

次に、介護事業所等の総合事業への参入状況についてであります。総合事業の基準緩和サービスの提供は、広域市町村圏組合の指定を受けて圏域内全域でサービスを提供できる事業者指定制度、大仙市独自の基準で届け出て、市からの委託を受けて大仙市でのみサービスを提供できる2種類に分類されます。

広域組合の指定に関しまして、1月30日時点の広域内事業所の意向調査においては、現在、予防サービスを提供している既存の事業所で4月1日以降も総合事業の現行相当サービスを提供できる事業所であっても基準緩和サービスの訪問型サービスには参入しないと答えている事業所が33事業所中9事業所、基準緩和サービスの通所型サービスに参入しないと答えている事業所が57事業所中19事業所でした。

その主な理由は、職員不足、経営の見込みが立たない、事務処理の内容や流れがよくわからないなどです。また、年度途中からの参入を考えている事業所など、様子を見ながら徐々に参入を考えるという事業所もあります。

なお、参入を見送っている事業所に対しては、介護保険事務所や圏域市町とも連携をとりながら引き続き事務処理や事業の内容を説明し、年度途中からでも参入していただくよう呼びかけていくことにしております。

また、市独自の基準で市からの委託を受け、サービスを提供する事業所については、平成29年度は訪問型サービス1事業所、通所型サービス1事業所に委託することとしておりますが、今後、利用者数の増加に対応できるよう、新たな事業者の育成などにも取り組んでいくこととしております。

次に、総合事業の利用者や事業量の増加の見通しと平成29年度予算での対象人数についてであります。大仙市では平成29年度中に要支援認定の有効期限到達による更新申請が必要となる方1,506人のうち、新しい総合事業の訪問型サービスへの移行対象となる方は、平成30年3月末では290人と見込んでおります。そのうち現行相

当サービスの利用者は224人、基準緩和型サービス利用者は66人と見込んでおります。

通所型サービスへの移行対象者は、平成30年3月末で552人と見込んでおり、これも現行相当サービス利用者が512人、基準緩和の通所型サービス利用者が40人と見込んでいるところであります。

なお、総合事業への移行は、現在の要支援認定の有効期間終了後となるため、4月1日移行の要支援更新認定のタイミングで順次移行していくことから、訪問型サービスでは月25人ほど、通所型サービスでは月50人ほどで増加していくことになります。

平成29年度の予算での対象人数であります。市独自基準のサービス利用者は、チェックリストにより事業対象者となった方の利用を想定しており、訪問型サービスでおよそ100人、通所型サービスで72人の方が利用すると見込んで予算計上したところであります。

以上であります。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○9番（佐藤文子） 市で行う事業のサービス、訪問型A、あるいは通所型Aのサービスで単価の違いがあることがわかりました。いずれ通所型では、送迎がないというふうなことなども回答されましたけれども、これまでのデイサービスというふうなものが利用されているその大きな要因には、送迎がしっかり行われているというふうなことも、このデイサービス利用者のメリットとしてあったわけですが、市が行う通所型デイサービスではそれがなく、送迎がないというようなことのようにありますが、果たしてこれで本当に利用者がサービスが低下していないと言えるのかどうか、私は送迎がないというふうなことはデイサービスへの利用控えが起きるのではというふうにまず思います。この点に対する見解。

2点目は、サービスを実施する介護者が、現行では介護専門職である介護士が総合事業の訪問型Aなどでは、短期研修を受けた資格のない方が参入するというふうなことであります。単価もそれに見合っただけ引き下がるわけですが、事業所に入る報酬が月額報酬から回数による単価というふうに変わりますので、事業所の報酬全体が下がります。そういうふうなことで総合事業の受入施設が経営の見通しが無いというふうな理由

から参入を見合わせているという回答がありましたが、この点について少し伺いたいと思います。

まず、総合事業を受け入れた事業所では、基準緩和の人員体制を整えて受け入れたものかどうか、それとも現行の体制でも受け入れようとしているのか、まずその点も伺いたいと思います。

そして二つ目には、30年度からは完全実施となって、いずれ介護認定の期限が切れた時点から徐々にこの総合事業に移行させるのかどうかというふうなことをやっていくわけですけれども、現在この参入しているのがまず訪問介護では、A型では33の施設のうち9の施設で参入見通しが立たないと。また、通所介護のデイサービスの方では、19件が見合わせているというふうな回答でありました。この数字が、いわゆる基準緩和型サービスの受入施設として30年、徐々にとはおっしゃいましたけれども、実際に完全実施になるこの30年からのあれで大幅に引き上がるものなのかどうか、施設全体がそうした参入をするというふうな方向になるものかどうか、その見通しについて、もう一度伺いたいと思います。まずこの点をお願いいたします。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。小野地健康福祉部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） それでは、佐藤文子議員の再質問にお答えしたいと思います。

先程答弁でも申し上げましたけれども、現在、要支援者で介護予防・訪問介護、それから介護予防・通所介護を受けられている方は、4月以降利用するサービスについては、現行相当のサービスを利用していただくということができるということでございますので、職員配置にいたしましても、今利用している方は、その事業所のその職員配置の中でサービスを受けられるということでもあります。

また、身体介護、こういうものが不要だという方いらっしゃる場合は、基準したサービスを希望された場合については、配置する人員等の基準や設備、それから運営について、そこが緩和されているということで、1回当たりの利用料が低い額に設定されておりますので、さらに利用しやすい環境が提供されていくのかなというふうに思っているところであります。

それから、今の職員の現行体制なのかというところでもありますけれども、いずれそれぞれアンケートを取った結果におきましては、先程申しましたように、この基準緩和についてはちょっと見送るという事業者さんもいらっしゃいますので、ただそのまま現行

相当のサービスはやりますよという事業者さんが多数でございますので、そういったことでは今のサービスは担保されるのかなというふうに思っているところであります。

それとあと、その基準緩和を参入を見合わせているという事業者さんにつきましては、この後どういう、今までの現行サービスから、そちらの基準緩和したサービスに利用したいという方が増えてきた場合は、やはりこの部分を厚くしていかなければいけませんので、そういった面では介護保険事務所、それから市も、事業者さんに基準緩和したサービスをぜひお願いしたいということで協力を呼びかけるということにしておるところであります。

以上です。

○議長（千葉 健） 再々質問。

○9番（佐藤文子） デイサービスにかかわる送迎が伴わないサービスに切り替わるという点での、これに対しての見解がちょっとお答えいただけなかったというのがありますが、この点も次の質問の中でちょっとお答えいただければというふうに思います。

いずれ今始めようとしている基準緩和型のサービス、これの受入体制の事業所側でのいわゆる人員、短期間研修を受けた介護士じゃない方々の参入というふうなのは、現在はないと、今の答弁の中でそれが現実、実際には今現在のところは、そうした短期間研修を受けた介護士じゃない方々が実施するという事業所は、まだないという、そういうふうにご捉えていいのだなというふうにお聞きしました。実際これから行われるこのサービス、全体の量が増えていきますと、これは施設にとっては、この単価報酬になりますので非常に安くなる。現在でも介護事業所は、低い介護報酬のもとでぎりぎりの経営を行っているというのが実際だと思います。そして、中で働く介護労働者の皆さんは低賃金に置かれ、そして非常に激務というふうな中で離職を迫られる実態というのは、ずっと続けられております。この間3回ほど介護士処遇改善手当措置といった、何か名前がはっきりしませんけれども、いずれ処遇改善は行われてきましたけれども、実際にそれが大きく介護士の離職を抑えるというふうなものにはなっていないというのが現状だと思います。これから総合事業がどんどん進められ、全体の量が増えるとなれば、いずれこの事業所にとっての経営に相当この影響を及ぼすというふうなことが考えられます。

そこで、市としては、まずいずれ利用者にとっての非常に軽減サービス単価というふうに設定されているようですけれども、安心してサービスを受けられる、そして、より

質の高い、総合事業においても質の高いサービスを提供する、そして介護労働者の皆さんが離職することなく働き続けられるという、そういうことはこの大仙市においては、とりわけ施設数が非常に多い、また、介護労働者数も多いという、こういう大仙市にありましては、非常にこの介護労働は、非常にこの介護産業が重要なこの市を担う産業になっていることは間違いありません。それで、この総合事業が始まることによって、施設の運営、経営に支障が大きく発生し、そして現場で働く介護労働者の離職が一向に収まらないというようなことがないようにですね、いずれ総合事業、市が実施主体として行われる総合事業を今後実施する上で、ぜひ上乘せをして、介護事業所への報酬単価の上乗せだとか、そういうふうなことも念頭に入れて介護サービスの充実を図ってほしいというふうなことを私は申し上げたいと思います。これに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（千葉 健） 再々に対する答弁を求めます。小野地健康福祉部長。

○健康福祉部長（小野地淳司） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に送迎の部分だったんですが、現行の通所介護については、現行、今、送迎ということで、これは金額的には別の利用料というふうになってはいますが、今後、基準緩和のA型、これは広域組合でセッティングする分については、先ほども答弁させていただいたように、これは送迎料を含みということになっておりますので、いずれ基準緩和の部分についても送迎を含んでいる部分はありますよと。ただし、例えば市の方で基準緩和する部分については、ご近所の方、あるいはバスを利用できる方、そういう方を想定しているというような意味合いで、それは送迎がないですよというようなサービス内容というふうになっているところであります。

それと、質の高いサービスということでもありますけれども、これにつきましては、適切なサービスを行うために市の地域包括支援センターにおいて介護予防、それから日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防のケアマネジメント、これを行うことになっております。本人や家族の希望、あるいは生活機能の充実等を踏まえたケアプラン、こういうものなどを作成して、できるだけ自立した生活を送るようにサポートするという考え方になっておりますので、必要に応じてサービス提供後の状況確認、本人の状況確認、あるいは施設の状況確認ということも行っていくということになっておりますので、先程来、賃金の関係、あるいはこれからの介護が増えた場合に事業者が本当に経営が成り立つのかというような点も含めまして、そういう点

を今後見守っていききたい、その段階で何かいろいろあった場合については、市としても検討していかなければいけない事項だというふうに考えております。

○議長（千葉 健） 答弁漏れはありませんね。

○9番（佐藤文子） はい。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 2番目の質問で、公共施設等総合管理計画についてお尋ねいたします。

市政報告で公共施設等総合管理計画について、10月まで行ったパブリックコメントや市議会の特別委員会の最終報告の意見を反映させながら3月には策定を完了することと述べております。

公共施設等総合管理計画の策定は、高度経済成長期に建てられ老朽化している公共施設への対応が自治体の大きな課題となっているわけですが、安倍政権は、この状況を逆手に取って2014年度から自治体に対して施設の統廃合や縮小による集約化を迫ったことに応じたものであります。

政府の狙いは、これ以上、市町村合併は難しいという現状から、地方財政を削減する方策として打ち出してきたものであります。政府は施設更新に有利な地方債を創設し、自治体はこれを活用するには管理計画を策定することを条件というふうにされたため、今年度末に、ほぼ全自治体で策定する見通しとなっているようであります。

また、安倍政権は、集約化とともに骨太の方針2015年で打ち出した公的サービスの産業化とを一体に進めようとしております。新たな行革方針である大臣通知、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項を出して徹底を図ってきたのであります。

公共施設等総合管理計画は、このように集約化をはじめ、公的サービスの産業化ということに基づいて新たな行革路線上に進めてきたものであります。

既に管理計画を作成した自治体では、小学校の統廃合や公営住宅の大幅削減を計画にするなど様々な問題を引き起こしているようであります。

本市の計画を改めて見ますと、ご多分に漏れず小・中学校の統廃合や21カ所の市営住宅を14カ所廃止、地区公民館の譲渡や廃止、温泉施設の譲渡・売却等々、集約化、また、産業化計画が随所に見られるわけであります。

今、市では、少子化・人口減少対策や地域づくり、定住対策といった地域振興が重点施策として掲げ、やられようとしております。学校や公民館の統廃合や安易な市営住宅

の廃止は、重点施策の推進にとっても逆行するものだと私は考えます。学校がなければその地域に若者が集まりません。学校や公民館は、様々な行事や生涯学習の場として地域に活力をもたらす核であります。所得に応じた安価で良質の市営住宅は、最も大切な暮らしの基盤であります。そこで要望を申し上げます。

公共施設等総合管理計画、その実施にあたっては、地域住民の要望、意見を尊重するとともに、市の重点施策との整合性や施設の地域住民にとっての役割、意義を十分に踏まえ、随時見直しもしながら進めていくという立場をもっていただきたいものだと思いますが、これへの見解を伺います。

また、参考までに、10月までに行ったパブリックコメントに寄せられた意見・要望は、何件あったのか。これはもう広報で公表されているというふうに伺ってはおりますけれども、どのような意見・要望が寄せられたものかもあわせて、ぜひともお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の公共施設等総合管理計画について、お答え申し上げます。

はじめに、地域住民の要望等を踏まえた計画の見直しにつきましては、今回策定の計画は、議員ご指摘のとおり国からの要請を受けて全国の自治体等が今年度末を目指して策定するものであります。

本市では、今後30年間の公共施設のあり方を見据えて、計画実施に向けた取り組みの基本方針や目標数値の設定、将来の更新経費等を推計したほか、個別の施設ごとに老朽化対策となる建て替えや改修、統廃合や譲渡等の取り組みについて、現段階で可能なものから計画に盛り込んであります。

策定にあたっては、平成25年度に着手した施設の現状調査の結果をもとに、27年度から施設の所管課職員を含む全庁体制で素案づくりを本格化し、今年度、各地域協議会への説明やパブリックコメントの実施、市議会設置の公共施設等調査特別委員会からのご意見等を踏まえながら、将来の大仙市にふさわしい計画を策定し、来年度から取り組みを実施していくものであります。

しかしながら、30年間という大変長期にわたる計画であることから、今後予想される人口減少や少子高齢化の進展により、施設に求められる市民ニーズ、建物や設備の定

期的な点検による建物の老朽化の進み具合、施設の利用実態や必要性・安全性などについて、毎年度、把握と検証を進めながら、その時々々の公共施設の取り巻く環境変化に的確に対応していくため、今回策定の計画において修正等が必要な事項については見直しを実施していく予定であります。

また、第2次総合計画の実施計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略、財政状況などと整合性を図るための見直しについても、併せて行ってまいります。

なお、施設の建て替えや改修、統廃合などを実施するにあたっては、当然のことながら地域住民に対しての説明や周知を徹底していくほか、できる限り市民サービスに支障を来たすことがないように、方策をとってまいります。

次に、パブリックコメントにつきましては、昨年9月5日から10月31日までの2カ月間、市役所本庁、各支所、公民館の計22施設に策定した計画案と意見用紙を入れる提出箱を一緒に設置しまして実施しております。

あわせて、市のホームページでも計画案を公表し、メールまたは郵送、ファクスでの募集を行った結果、合計25件のご意見をいただいております。

主な内容といたしましては、計画の総論にあたる全体計画に対するものが9件ありまして、人口減少や少子高齢化が進む中での適正な施設の再配置について、市役所庁舎の空きスペースの有効活用について、工夫した維持管理による経費節減の実施についてなどの提言であります。

一方、各論にあたる個別計画に対するものは16件でありました。公民館や集会施設、交流施設、温泉、公園、スポーツ施設の分野についてのご意見でありました。

そのうち個別施設の提言があったものは、大曲地域ではペアーレ大仙、花館公民館、姫神公園、西仙北地域については中央公民館について、中仙地域は公民館の各分館、八乙女交流センター、八乙女球場とテニスコートについて、南外地域は温泉ふるさと館について、仙北地域は武道館に対する施設の建て替えや修繕、運営方法などについての要望でありました。

なお、いただいた全25件の意見等につきましては、それぞれに市の考え方や対応等を付しまして、昨年11月に市のホームページで公表いたしているほか、広報だいせん日和2月1日号においても意見等の一部を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

以上です。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 質問というより要望として申し上げたいと思います。

答弁では、公共施設、今後も実情に合わせて見直しもしながら、修正もしながらやっていくと。住民には、その都度説明も行ってやっていくという、私のこの気持ちはある程度読み諮られたというふうにも受け取ったところであります。

いずれ公共施設は、住民の財産でもあります。相当の公費をかけて構築してきた財産でありますので、国がかなり機械的というか行革の立場からそうした集約、あるいは民営化等を図る、そうした計画を立てるよう要望してきたものなわけでありますので、市としては、やっぱりこの30年という長いスタンスの中で立てた計画というふうなものでは、何よりも大事なものは、やっぱり住民の要望、また、利用状況等、その時々のも必ずしもこの人口減少、少子化がずっと今後も30年続くと、その地域の、ある地域では急激に人口が増えるなどというふうな問題も全くあり得ない話ではありませんので、やっぱりその時々その地域の実情、住民の要望、これを最大限重視しながら、ぜひとも取り組んでいただきたいものだというふうなことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（千葉 健） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は、終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午前10時40分 散 会

